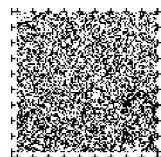


今月の表紙

10月下旬、渡邊菊さん(八幡)の畑でワイン用ぶどうの収穫が行なわれました。収穫したぶどうは600kgほどで、来年には約600本の赤ワインが出来上がります。現在、市内ではワイン用ぶどうを栽培する人が増えています。

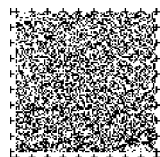
今月の主な紙面

【特集】千曲市産ワイン用ぶどう	…… 2～7
マイナンバー制度の本格的運用を開始	…… 8～9
叙勲受章者・各種表彰者を紹介	……10
年末年始のごみ収集などの業務案内	……11



千曲に広がるワインの香り
ワイン用ぶどう

▼今年収穫した赤ワイン用ぶどう「マルベック」。試験畑の面積は30aほど。昨年は、白ワイン用ぶどう「ソーヴィニヨン・ブラン」と赤ワイン用ぶどう「カベルネ・ソーヴィニヨン」を植えた

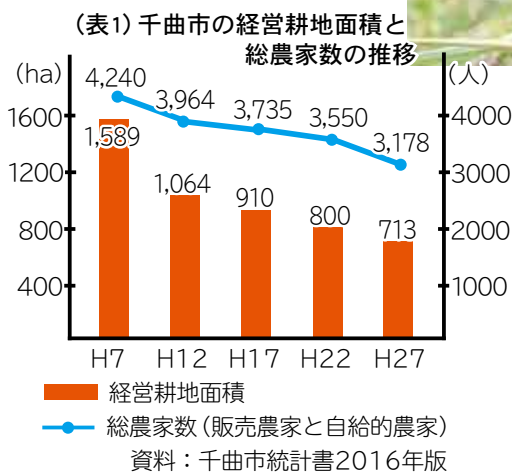


▲研究会のメンバー同士で収穫作業の方法を確認



▲収穫翌日には、委託している醸造所に搬入し、仕込みを開始。早ければ来年5月末にワインが出来上がる

～信州ワインバレー構想～



また、ワイン用ぶどう農家やこれから栽培を考えている研究会のメンバーには若い人が多く、栽培面積の拡大に意欲的でワイン用ぶどうに熱い思いを持った人が増えています。

千曲市ワインバレー

平成27年6月に千曲市、東御市、小諸市など8市町村で構成する「千曲川ワインバレー（東地区）」が国の広域ワイン特区に認定されました。特区では製造免許の取得に必要な要件が緩和され、小規模ワイナリー（醸造所）が開業しやすくなるほか、特区が広域化することによって原料の調達が可能になり、ワイナリー経営の安定にもつながります。

また、ワイン用ぶどう農家やこれから栽培を考えている研究会のメンバーには若い人が多く、栽培面積の拡大に意欲的でワイン用ぶどうに熱い思いを持った人が増えています。

千曲市ワインバレー

平成27年6月に千曲市、東御市、小諸市など8市町村で構成する「千曲川ワインバレー（東地区）」が国の広域ワイン特区に認定されました。特区では製造免許の取得に必要な要件が緩和され、小規模ワイナリー（醸造所）が開業しやすくなるほか、特区が広域化することによって原料の調達が可能になり、ワイナリー経営の安定にもつながります。

10月2日、桑原の畑に深紫色に実ったワイン用ぶどうの収穫が行なわれていました。この畑は、千曲市ワインぶどう研究会が管理する試験用の畑で、この地域に適する品種を調査するために3品種が植えられています。この日収穫したのは、2年前に170本ほど植えた赤ワイン用の品種「マルベック」。枝もたわわに実ったぶどうを、研究会のメンバーが、未熟果や病果を切り落としながら約300キロ収穫しました。

遊休農地の有効活用に期待

全国では農家の高齢化による

～千曲に広がるワインの香り～

ワイン用ぶどう

巨峰、ナガノパープル、シャインマスカットなど生食用のぶどうは商店などに並べられ、食べたことがある人は多いと思います。では、「カベルネ・ソーヴィニヨン」「シャルドネ」という名前は知っていますか？これらはワイン用ぶどうの品種です。現在、市内ではワイン用ぶどうの栽培に熱い思いを持った人たちが増えています。

国税庁の資料によると、平成27年のワイン消費数量は37万リットルで過去最高を更新しています。また、国内産ぶどうを使用した日本ワインも注目され、県内のワインは国際的なコンクールでも表彰されています。

需要の面からも今まさにワイン産業の振興に機運が高まっています。

ワイン振興は、長野県全体の動きとしても進んでいます。県は、平成25年に信州ワインバレー構想を策定し、「千曲川」のほか、「日本アルプス」「桔梗ヶ原」「天竜川」を含む4つのワインバレーを地域的なまとまりの単位としました。各ワインバレーでは、それぞれの産地が個性が活かされたワインが作られています。

ワインの消費量が過去最高

市内には、まだワイナリーはありませんが、開業を目標に取り組んでいる人にとっては、特区の認定は開業への追い風になっています。また、将来的には、ワインツーリズムなど観光による交流人口の増加も期待されています。

しかし、ここ数年、市内でワイン用ぶどうを栽培する人たちが増えてきました。栽培面積は全部で3.5haほどで規模はそれほど大きくありませんが、ワイン用ぶどう農家の中には、市内の遊休農地（202ha）の一部を復旧して栽培を始めた人もおり、ワイン用ぶどうの栽培は、遊休農地活用の有効策として期待されています。

市内でワイン用ぶどうの栽培・醸造を志す人たち

ぶどう農家の一家で育った北澤さんは、学生の頃は跡を継ぐ気はないと高等専門学校に進学しました。地元に戻り「農業を手伝ううちにおもしろくなってきた」と、30歳でぶどう農家としてやっていく決心がついたといいます。しかし数年後、父親でもあり師匠だった昭男さんが急逝。北澤さんは若くしてぶどう園の園主となりました。



▲北澤さんのメインは生食用のぶどう。ジュースなど加工品にも力を入れている

ぶどうの新品種開発に挑戦し「千曲市で生まれた品種のぶどうからワインが出来たらおもしろい」と、おいしいワインができて、病気に強く栽培しやすいぶどうの新品種を誕生させようと努力しています。

「生かかってできるかどうか」と新品種開発の道のりは険しいですが、千曲市で誕生したぶどうのオリジナルワインが飲める日はそう遠くないかもしれません。



北澤 文康さん
(桑原・38歳)

ぶどうの新品種開発に挑戦
将来、新品種のぶどうからワインを

北澤ぶどう園の3代目園主。千曲市ワインぶどう研究会長を務め「ここ最近、県内もワイン振興が盛んになってきたので、千曲市にもワイナリーができて、千曲市ワインができれば、集客効果もあり観光にもつながる」と期待している。



渡邊 菊さん
(八幡・48歳)

千曲市の人たちが楽しめるワインを
京都から千曲市にイター

両親が定年退職後に、千曲市に移住。その後、平成23年に渡邊さんも移住し、現在は両親と3人暮らし。今年初収穫を迎えた赤ワイン用品種「カベルネ・ソーヴィニヨン」を使用した新たなブランドワインが、来春完成予定。



▲現在、畑の規模は1ヘクタールほどで、収穫量は約3トン。ワイン好きな仲間も手伝ってくれている

両親の故郷である千曲市に移住したのは、6年前の平成23年。それまで渡邊さんは、京都でデザイナーとして働いていました。

もともとワイン好きで、漠然と「ぶどう作りを始めた」と思っていました。母親から、家の近くにワイン用ぶどうの畑があると教えてもらった渡邊さんは、園主に直接話しかけたいと訪問。その園主とは、この紙面で紹介している北澤文康さんの父である北澤昭男さんでした。

移住する決心が固まらなかった渡邊さんでしたが「京都にいても何の情報も入ってこない」と感じ、仕事を辞めて長野県農業大学校に入学。北

澤さんから20年も続くワイン用ぶどう畑を託されました。「1年目は思うように作れなかった」が、北澤さんのもとで里親研修により経験を積むなどして、自らのブランド「Wawa Yawata」が完成しました。

今後は「千曲市の人たちに自分のぶどうで作ったワインを気軽に飲んでもらいたい」と、酒類販売免許を取得し、市内で販売を計画しています。



依田 研一さん
(倉科・38歳)

自慢できる千曲市を後世につなげたい
沖縄から地元をイター

両親、沖縄出身の奥さん、長男・長女の6人暮らし。東小学校、屋代中学校、屋代高校、東京都立大学卒業。2015年シニアソムリエ呼称資格認定。故郷に活かすべく、沖縄の廃小学校を活用したシードル醸造事業にも参画している。



▲畑には試験的に栽培している品種を含めて10種以上のワイン用ぶどうが植えられている

依田さんは大学のときにオーストラリアワインに出会ったのがきっかけでワインの魅力に取り付かれ、卒業後は都内のレストランに就職し、ソムリエとして働いていました。

沖縄に移住後、ワイン流通の仕事と、国内外の自然派ワイン生産者との交流が転機となり「ぶどうの栽培と醸造の観点からも、お客さんにワインを届けられるようになりたい」と思うようになりました。

「地元は日本有数のぶどうの産地。自分がもっと地元を好きになって、周りに地元を自慢したいし、沖縄で生まれ育った家族にも地元を好きになってもらいたい」と意を決して今年の春に帰郷しました。

現在、倉科に借りた畑でワイン用ぶどうを栽培しており、来年には収穫を見込み、自然派ワイナリーでの委託醸造を模索しています。

ワイン特区に認定され、ワイナリーが開業しやすくなったことで「時間はかかるが、お金はかけずに、自分が身銭を切って飲みたい」と思える「倉科のワイン」を造りたい」と、ワイナリー設立へ熱い思いを膨らませています。



落合 良晴さん
(上田市・43歳)

荒廃農地をなんとかしたい
数年後、ワイナリー建設を目指す

代表取締役社長として千曲市などで介護施設を運営。千曲市でお世話になった人も多く「第2のふるさと」と話す。今年試験的にりんごとあんずピューレを使用したシードル（発泡酒）を製造。ラベルのデザインは屋代南高校へ依頼した。

「荒廃農地をなんとかしたい」と話すのは、介護施設を運営している落合さん。施設でお年寄りとお話する中で「畑を作れず、荒れてしまった」と切ない思いをしている人がいることを知り、何かできないかと何年も模索していました。

たまたま見ていたテレビで、ワイン業界で有名な玉村豊男さんの「ワインは農業」という話を聞き「荒廃農地活用にはこれしかない」と玉村さんが主宰する「千曲川ワイナリアカデミー」の受講生に応募しました。

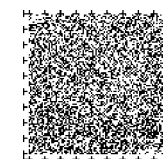
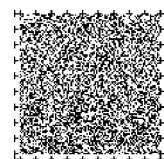
昨年4月から1年間の研修を受けながら、ぶどうの栽培もスタート。今年2月に会社を設立し、現在は桑原や八幡など1・5畝の畑に植付をし



▲大田原の農地を開墾して、ぶどうを植栽。本格的な収穫は3年後。大田原ブランドのワインを思考中

ています。試験的に昨年植えたメルローを収穫して、東御市のワイナリーに委託醸造したワインは、来年春の完成を見込んでいます。自らのブランド名「SARAS」は千曲市の温泉やあんず、千曲川などが文字に組み込まれています。

今後は、栽培面積を拡大して、数年後には千曲市初のワイナリー建設を目指しています。



これから 始めたい人を応援 ～支援制度などを紹介～

情報交換したい人へ 千曲市ワイン ぶどう研究会



平成27年に発足した研究会では、栽培や醸造に関する勉強会や先進地の視察などを行っています。また、同じ思いを持った人が集まるため仲間の輪が広がります。生産者のほかにワイン愛好家、地元の酒屋さんなどがメンバーになっています。

■問い合わせ先

- ワイン用ぶどうに関すること
上山田庁舎・農林課(内線7241)
- 農地に関すること
上山田庁舎・農業委員会
(内線7234)

栽培を始めたい人へ 市単独補助金 メニュー

ワイン用ぶどう栽培のための苗木購入やトレリスの設置、遊休農地を整備するための費用に対して補助金を交付しています。



▲トレリスとは、ぶどうのつるを這わせるための設備

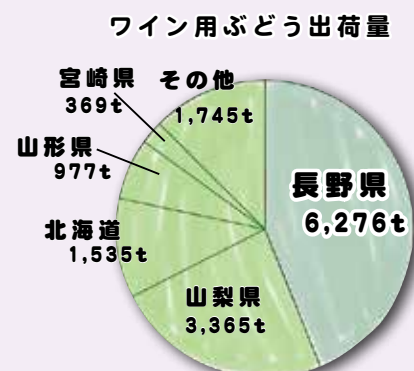
農地を借りたい人へ 農地相談会



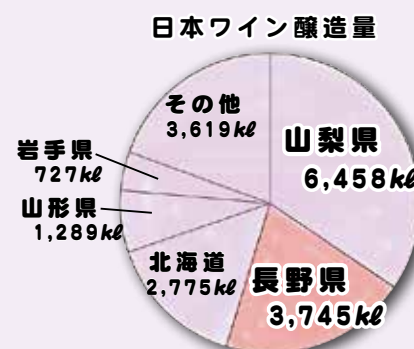
市農業委員会では、農地を貸したい人と借りたい人の相談会を開催しています。相談会以外の日でも随時相談を受け付けています。

長野県は国内有数のワインの産地

長野県のワイン用ぶどうの出荷量は6,276tで全国1位です。10年前と比較すると約2.6倍増加しています。また、日本ワイン醸造量は、3,745klで山梨県に次いで2位です。



資料：平成26年産特産果樹生産動態等調査（農林水産省）



資料：果実酒製造業の概況 平成27年度調査分（国税庁）

どんな品種？ 特徴は？

ワイン用ぶどう

ワイン用のぶどうは世界各地で栽培されています。たくさんの品種があり、その特徴もさまざまです。県内で主に栽培されている欧州系の品種を紹介します。

白ワイン用 シャルドネ



世界各地で栽培されており、日本産のシャルドネの半分以上が県内で栽培されている。育ったところで味わいが変わり、冷涼の地域では柑橘系の酸味が際立ち、温暖な地域では完熟した熱帯果実の風味を感じる。

白ワイン用 ソーヴィニヨン・ブラン



フランス（ロワール、ボルドー）やニュージーランドが主な産地。県内でも生産量が増えてきている。柑橘類やハーブなどの爽やかな香りが特徴。

赤ワイン用 メルロー



世界的に人気のある品種で長野県でも広く栽培されている。メルローを使った長野県産のワインは高評価を得ている。渋みや酸味が穏やかで口当たりが良いワインとなる。

*写真提供：NAGANO WINE 応援団

千曲市産のワインはある？

現在、市内には醸造所（ワイナリー）がないため、生産者は市外または県外の醸造所などにぶどうを持ち込みます。持ち込んだぶどうは、醸造所に原料として売られるほか、醸造のみを委託して生産者自らのブランドワインを作り、



▲生食用の「シャインマスカット」

生食用のぶどうと何が違う？
シャインマスカットやナガパープルなどの生食用のぶどうは、粒が大きく、皮が薄く、酸度が低めのものが適しているといわれています。また、最近では種がないぶどうも増えてきています。
一方で、ワイン用ぶどうは、粒はある程度小さく、皮が厚く、種もあり、酸度が高いぶどうがワインに適しているといわれており、生食用と比べて相反する部分が多くあります。

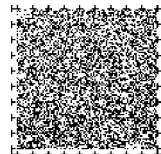


▲研究会で収穫したぶどうは東御市のヴィラデストワイナリーで委託醸造。来春に市内の酒販売店（数量限定）で販売される



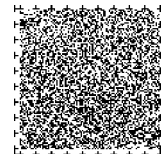
▲渡邊菊さん（八幡）のブランドワイン「Wa Yawata（わ・やわた）」。2012年から一部委託醸造

販売することもできます（委託醸造）。市内の生産者で、自らのブランドワインを作っている人もいますが、生産量が少なく、飲める機会は限られています。
今後、市内のワイン用ぶどうの生産量が増えれば、千曲市産ワインが酒屋で手に入ったり、レストランなどで気軽に飲めたりする日が来るかもしれません。



マイナンバー制度の

本格運用が始まりました



平成28年1月から利用が始まったマイナンバー制度。試行運用期間を経て、11月13日から「情報連携」「マイナンバー」の本格運用を開始しました。今号では本格運用が始まったことで何ができるようになるのかを紹介합니다。

■問い合わせ先

○マイナンバー総合フリーダイヤル（TEL 0120-950-178）
○更埴庁舎・情報政策課（内線5361）

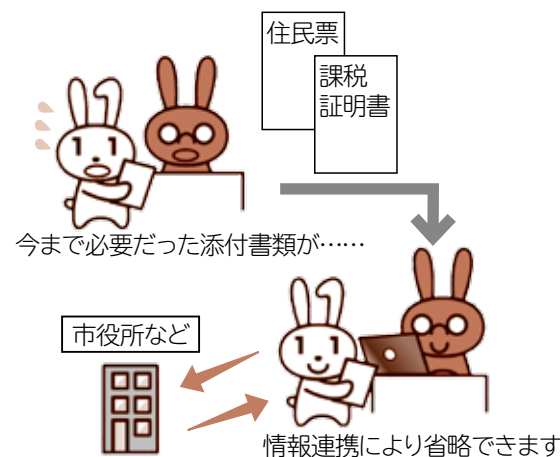
マイナンバーは複数の機関が持っている特定の個人情報、同一人の情報であるというを確認するものとなるものです。

情報提供ネットワークシステムとマイナンバーの本格運用の開始により、マイナンバーを使ったサービスが利用できるようになります。サービスの利用により、マイナンバー本来の目的である「国民の利便性の向上」「行政の効率化」「公平・公正な社会の実現」が実現されます。マイナンバー制度の本格運用開始によって提供される3つのサービスを紹介します。

情報連携

情報連携は、行政手続きの際に必要な添付書類の提出を、一部省略するための

仕組みです。本格運用開始後は、マイナンバーを用いることで各行政機関の持つ個人の情報がひも付けされ、課税証明書などの書類の提出が省略できるようになります。
*本格運用が開始となっても、手続きによってはこれまでどおりの書類提出が必要なものもあります。



マイナポータル

マイナポータルは、マイナンバー制度の導入に合わせて構築された、政府が中心となって運用するオンラインサービスのことで、具体的な機能は次のとおりです。

○やりとり履歴
あなたの個人情報や行政機関同士がやりとりした履歴の確認ができます。

○あなたの情報
行政機関などが持っているあなたの特定個人情報の確認ができます。

○びったりサービス
あなたに合ったサービスの検索やオンライン申請が利用できます。

マイナポータルのサービスを利用するには、マイナンバーカード、ICカードリーダー、パソコンの3点が必要です。ICカードリーダーはマイナポータルに対応していないものもありますので、詳しくは問い合わせください。また、パソコン、ICカードリーダーは個人で用意する必要がありますが、

マイナンバーカードがあれば市役所の窓口でも利用できます。

■専用パソコン設置場所

○更埴庁舎
市民課、健康推進課、福祉課、更埴保健センター
○戸倉庁舎
市民窓口課、こども未来課
○上山田庁舎
市民窓口課
○各窓口カウンター付近に設置



▲マイナポータルのサイト



▲マイナポータルサイトの二次元コード



▲マイナポータル紹介動画の二次元コード

オンライン申請が可能な手続き

手続き	手続き内容	問い合わせ先
児童手当	児童手当などの受給資格と児童手当の額の認定請求	こども未来課 子育て支援係 内線6227
	児童手当などの額改定の請求と届け出	
	氏名・住所変更などの届け出	
	受給事由消滅の届け出	
	未支払いの児童手当などの請求	
	児童手当などの寄附の申し出、寄附変更などの申し出	
	受給資格者による学校給食費などの徴収などの申し出、徴収などの変更などの申し出	
児童扶養手当	児童扶養手当の現況届	こども未来課 子育て支援係 内線6218
保育	支給認定の申請、保育施設などの利用申し込み	保育課 保育・幼稚園係 内線6214
母子保健	妊娠の届け出 (母子健康手帳の交付は窓口で受けてください)	更埴保健センター 母子保健係 内線5514

子育てワンストップサービス

子育てワンストップサービスは、子育てに関する行政手続きを窓口に出向くことなく、オンライン上で一括手続きができるサービスです。

現在準備中ですが、順次オンライン上で申請書を作成して印刷したり、マイナンバーカードを使って申請内容を送信したりすることができるようになります。

また、マイナポータルの機能の一つ「びたりサービス」では、マイナンバーカードを持っていなくても、子育てに関する行政サービスの検索や地域比較ができるようになっています。

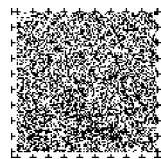
申請手続きによっては、オンライン申請とは別に書類の提出や窓口へ出向く必要がある場合もあります。詳しくは担当係へ問い合わせください。

添付書類が省略可能な主な手続き

手続き	手続き内容	省略される主な添付書類	問い合わせ先
子育て	児童手当の申請	課税証明書、住民票 ^{*1}	こども未来課 子育て支援係 内線6227
	児童扶養手当の申請	住民票、課税証明書、特別児童扶養手当証書	こども未来課 子育て支援係 内線6218
	特別児童扶養手当の申請	住民票、課税証明書	
	保育園や認定こども園などの利用にあたっての支給認定の申請	生活保護受給証明書、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、課税証明書 ^{*1}	保育課 保育・幼稚園係 内線6214
高齢者福祉	介護保険料の減免申請	住民票 ^{*1} 、課税証明書、生活保護受給証明書	高齢福祉課 介護保険係 内線6240
	介護保険被保険者証の交付申請	医療保険被保険者証 ^{*2}	
障がい者福祉	障がい福祉サービスの申請	住民票、課税証明書、生活保護受給証明書	福祉課 障害支援係 内線6224
	障がい者・児に対する医療費助成の申請	住民票、課税証明書、生活保護受給証明書、特別児童扶養手当証書	
市営住宅	家賃の決定	住民票、課税証明書、生活保護受給証明書	建設課 管理係 内線5617

*1 平成30年7月以降に省略可能となる見込みです。

*2 共済組合、一部の健康保険組合などや、協会けんぽの被扶養者に関する手続きについては、引き続き健康保険証が必要となります。



年末年始のごみ収集・ し尿くみ取り・葛尾組合の業務案内

■問い合わせ先 更埴庁舎・廃棄物対策課(内線5422)

期日	市役所	ごみ収集					し尿くみ取り	葛尾組合	
		可燃ごみ	ビン・缶・ペットボトル	不燃ごみ／乾電池・蛍光灯	プラスチック製容器包装			ごみ焼却場(直接搬入)	不燃物処理場(直接搬入)
12/28(木)	○	○月・木地区	○該当地区	○該当地区	×		定期収集のみ	○	○
12/29(金)	×	○火・金地区	×	×	×	×	×	○	×
12/30(土)	×	×	×	×	×	×	×	×	×
12/31(日)	×	×	×	×	×	×	×	×	×
1/1(月・祝)	×	×	×	×	×	×	×	×	×
1/2(火)	×	×	×	×	×	×	×	×	×
1/3(水)	×	×	×	×	×	×	×	×	×
1/4(木)	○	○月・木地区	○該当地区	×	×		○	○	○
1/5(金)	○	○火・金地区	○該当地区	×	×		○	○	○

* 地区別のごみ収集日は「ごみ収集カレンダー」で確認してください。

* 上記の掲載日以外は通常どおりです。

- 不定期し尿くみ取り**

○ 不定期、臨時収集の最終受付日
12月15日(金)
* 受付は平日のみです。
* 12月18日(月)以降の受付は、年内の収集ができません。

* 年明けの受付は、1月4日(木)からです。

■ 申込・問い合わせ先
千曲市清掃組合(TEL 026 1273 11894)
- ホリデーステーション**

○ 更埴庁舎人権ふれあいセンタ―西側駐車場、戸倉庁舎南側(毎月第2・4土曜日の午前9時～10時)
12月9日・23日、1月13日・27日に実施します。

○ 西友上山田店駐車場(毎週土曜日の午後1時～2時)
12月は23日まで、1月は6日から実施します。
* 12月30日は実施しません。



- 家庭用庭木剪定枝**

1月・2月は収集依頼・搬入の受付をしません。

○ 12月の直接搬入(無料)
■ 期日
12月9日(土)・16日(土)
* 通常の第4土曜日(12月23日)の直接搬入はできません。

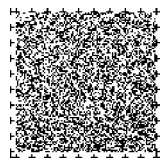
* 排出の際は、「家庭ごみ・資源物の出し方」を確認してください。

■ 場所 平和橋資材置場
- 戸別収集(有料)**

年内最終受付日 12月22日(金)

■ 申込・問い合わせ先 更埴地域シルバー人材センタ―(TEL 026 1272 15630)

叙勲受賞者・各種表彰者を紹介



長野県はり灸マッソージ師会副理事長を務められるなど針灸マッソージ業界の発展に尽力されました。

旭日単光章



城田 政夫さん(戸倉)

42年間にわたって郵便局職員を務め、屋代駅前郵便局長や東信特定郵便局長業務推進連絡会副会長を歴任するなど、郵政事業の発展に尽力されました。

瑞宝双光章



柿崎 陸夫さん(桜堂)

5期16年8か月の間、旧戸倉町議会議員、千曲市議会議員を務め、千曲市議会議員を歴任するなど地方自治の振興に尽力されました。

旭日双光章



中沢 政好さん(戸倉)

秋の叙勲

○ 高齢者叙勲瑞宝双光章 中沢清さん(戸倉)
○ 危険業務従事者叙勲瑞宝単光章 渡邊周一さん(打沢)

このほかに、受章された方を紹介します。

瑞宝双光章



内山 清さん(屋代)
元県警部

瑞宝双光章



濱田 政常さん(戸倉)
元県警視

瑞宝双光章



桑原 健一さん(打沢)
元警視正

危険業務従事者叙勲は、警察官、自衛官など著しく危険性の高い業務に精励された方の中から、国家、公共に対して功労のある55歳以上の方を対象に授与されるものです。

危険業務従事者叙勲

瑞宝単光章



中村 正光さん(若宮)
元千曲坂城消防組合消防司令長

瑞宝単光章



中村 潔さん(栗佐)
元千曲坂城消防組合消防司令長

瑞宝単光章



田中 重徳さん(野高場)
元県警部補

鑄込工



吉池 實雄さん(新田)

卓越した技能を持ち、その分野で県下第一人者と目されている人を「信州の名工」として知事が表彰するものです。

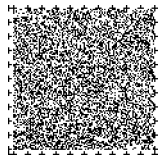
卓越技能者知事表彰
「信州の名工」

児玉さんは、平成12年から現在まで保護司を務められ、保護観察者が立ち直るための指導・助言、社会復帰のための環境の調整を行なうほか、犯罪予防活動などに貢献されました。



児玉 久夫さん(稲荷山)

法務大臣表彰



人を大切にし 差別のないまちを目指して

昨年4月に「障害者差別解消法」が、6月に「ヘイトスピーチ解消法」、12月には「部落差別解消推進法」が施行されました。これらの法律を知り、誰にも住みよい「人を大切にし、差別のないまち」を目指しましょう。

■問い合わせ先 戸倉庁舎 人権・男女共同参画課(内線6331)

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)

「ヘイトスピーチ」とは、特定の民族や国籍の人々に対する差別的言動をいいます。例えば「日本から出て行け」などと排斥したり、脅迫したり誹謗中傷することです。ヘイトスピーチの解消に向け、相談体制の整備、教育の充実など啓発活動を行ない、取組みを進めていきます。

第69回 人権週間(12月4日～10日)

「世界人権宣言」は、基本的人権及び自由を尊重し確保するために、世界すべての人々とすべての国々が達成すべき共通の基準として、昭和23年12月10日の第3回国際連合総会において採択され、今年で69年目を迎えます。

今年も、12月4日から10日までの1週間を「第69回人権週間」と定め、市でも啓発活動を実施します。

○特設人権相談所

12月10日(日)午後1時～4時
埴生公民館(予約不要)

○人権擁護委員による市内商業施設での啓発物品配布



障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)

「障害を理由とする差別」とは、障がいを理由として、正当な理由がないのにサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりするような行為をいいます。また、障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になりすぎない範囲で、合理的な配慮を行なうことが求められます。不当な差別的取扱いは禁止し、合理的配慮を行なうことにより、障がいのある人もない人も共に暮らせる社会を目指します。

部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)

「今、部落差別はない」「見たことも、聞いたこともない」という人もいるかもしれませんが、実際には部落差別は今もあります。この法律は「部落差別が今もあること」を公的に認め「部落差別は許されないもの」として「差別のない社会を実現すること」を目的としています。

情報化の進展にともなって部落差別に関する状況に変化が生じていることを踏まえ「相談体制の充実」「教育及び啓発」「部落差別の実態に係る調査」を行なうとしています。こうした施策によって、部落差別を解消しようという法律です。



※作業中の除雪車は大変危険ですので、近づかないでください。追い越す際は十分に注意してください。

10cm以上の積雪時には 除雪車が出動

午前3時頃の積雪が、平地で10cm以上になると除雪車が出動します。バス路線などの幹線道路を中心に、通勤・通学時間帯に間に合うように除雪を行ないます。ただし、豪雪時などは、除雪作業が追いつかず、終了時間が遅れたり、日中に作業を行なったりすることがありますので注意してください。

*山間部などの地区で区・自治会が除雪機を運転する場合は、除雪時間が多少異なります。

地域の生活道路や歩道などの雪かき・凍結防止剤の散布は、市民の皆さんで協力して行なってください。

凍結防止剤は区・自治会に配布します。

敷地内の雪を道路に出さない
凍結すると交通事故の原因となります。

布します。不足したときは、区長・自治会長に問い合わせてください。

これから雪のシーズンを迎えます。市では一定量以上の積雪時に、幹線道路などを中心に朝の通勤・通学時間帯に間に合うよう除雪作業を行います。また、道路状況により凍結防止剤も散布します。

除雪作業にご協力を

■問い合わせ先 更埴庁舎・建設課(内線5616)

降雪により上下水道メーターボックスに積雪があると、位置がわからなかったり凍結によりボックスの蓋が開かなくなってしまうと検針が行えない場合があります。



■問い合わせ先

○県営水道

【更埴地域】ヴェオリア・ジェ
ネッツ(株) 川中島事務所(TEL
0120-9711105)

【戸倉上山田地域】

ヴェオリア・ジェネッツ(株)
上田事務所(TEL0120-

9711124)

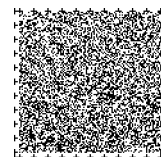
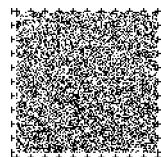
○市営水道・下水道(自家水・

減算用私設メーター)

千曲市上下水道料金等お客様

センター(TEL026-2721

7556、内線5634)



千曲市の1人1日あたりのごみ排出量は、全国平均939gや県平均836gを下回る802gとなっており(平成27年度)。

しかし、全国的には、まだ食べられるのに廃棄される食品(食品ロス)が年間621万トンあります。これは、日本の食用魚介類の量(年間622万トン)に匹敵します。

こうした状況をうけて千曲市では昨年度から、宴会開始

宴会の最初の20分・最後の10分は
自席で料理を楽しもう

残さず食べよう！ 20・10運動を実施

■問い合わせ先 更埴庁舎・廃棄物対策課(内線5422)

後の20分間と終了前の10分間は、自席で料理を楽しむ「20・10運動」に取り組み、食べ残しが最も多いといわれている「宴会の食べ残し」を減らすことで、食品ロスの削減を目指しています。

12月1月は忘新年会シーズンでもあり、特に宴会の席が増える時期のため「宴会食べ残しキャンペーン」として重点的に取り組み、食べ残しのない気持ちのよい宴会にしましょう。

■飲食店・宿泊業の皆さんへ

今年度「20・10運動」の啓発用グッズとしてポスター、コースター、ポケットティッシュを作成し、飲食店などの協力いただける店に配布しました。

引き続きご協力いただける場合や新たに協力いただける場合は廃棄物対策課までご連絡ください。



市の補助金を受けて家を取得した場合に

「フラット35」 子育て支援型

フラット35の借入金利から
当初5年間 年▲0.25%

+

「フラット35」Sとの併用で、
さらに金利の引き下げ

市と住宅金融支援機構が協定を締結

三世代同居近居で 住宅ローン金利を優遇

■問い合わせ先 更埴庁舎・建設課(内線5645)

市は、住宅金融支援機構と連携し、子育て世帯の負担を軽減するため11月1日に住宅ローン金利優遇に関する連携協定を結びました。

新たに三世代(親・子・孫)による同居・近居をする人を対象にした市の補助金(三世代同居近居促進事業補助金)を受けることを条件に、「フラット35」を借り入れる際に金利優遇(子育て支援型)が受けられます。当初5年間の金利が通常より0.25%引き下げられ、「フラット35」S(省エネルギー性・耐震性などに優れた住宅を取得する場合)も併用ができます。

これから三世代同居近居のために住宅を新築または購入する予定の人は「フラット35」を取り扱う金融機関で「子育て支援型」の借り入れについてご相談ください。



▲千曲市三世代同居近居促進事業補助金の詳細はこちら



▲「フラット35」子育て支援型の詳細はこちら

不妊治療を行なう夫婦の
経済的負担を軽減するために

不妊治療に助成金を交付

■問い合わせ先
更埴庁舎・更埴保健センター(内線5506)

- 助成要件
- 不妊治療を行なっている戸籍上の夫婦であること。
 - 医師が認める不妊治療費であること。
 - 助成金の交付申請日に夫婦の双方または一方が市内に1年以上住所を有すること。
 - 市税に滞納がないこと。
 - 夫婦の平成28年分の所得額の合計が730万円未満であること。
- 助成内容
- 不妊治療に関する医師への



- 相談、検査、治療での自己負担額。
- 他の市町村や県から助成を受けていない期間の経費。
 - *一部、対象とならない経費があります。
 - 助成金額 対象経費の2分の1以内(限度20万円)。通算50万円まで
 - 助成対象期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
 - *年度内1回のみの申請となります。
 - 申請方法 更埴庁舎更埴保健センターの窓口で、印鑑を持参のうえ、申請書類の交付を受けてください。
 - *ホームページから印刷した申請書などとは見本のため使用できません。更埴保健センター窓口で説明後、申請書を交付します。
 - 提出期限 平成30年3月30日(金)まで

給与から個人住民税を差し引き市へ納付

平成30年度から 個人住民税の特別徴収を徹底

■問い合わせ先 更埴庁舎・税務課(内線5245)

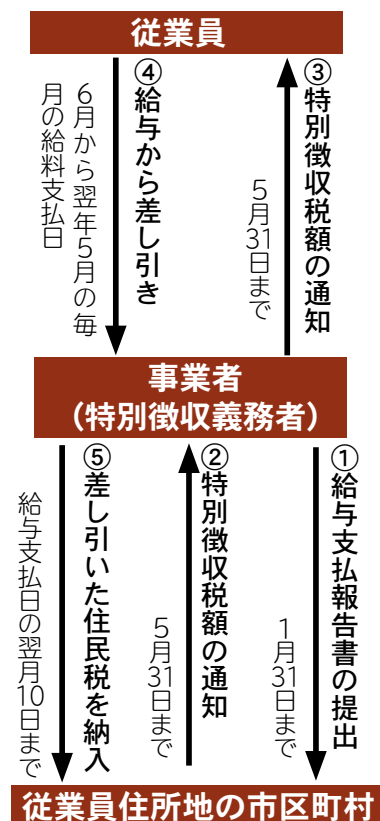
平成30年度から、原則すべての事業者が個人住民税の特別徴収義務者に指定されます。

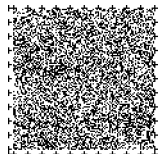
地方税において、従業員の個人住民税は、所得税の源泉徴収義務のある事業者が、個人住民税の特別徴収義務者として毎月従業員(原則、アルバイト、パートタイマーなどを含む)に支払う給与から差し引き、従業員に代わって納税することが原則となっています(個人住民税の特別徴収)。

県と県内全77市町村は、平成30年度から全県一斉に、原則として所得税の源泉徴収義務のあるすべての事業者を個人住民税の特別徴収義務者に指定し、個人住民税の特別徴収を徹底します。

*例外として特別徴収を行わないことができます。詳細は市ホームページで確認してください。

特別徴収の仕組み



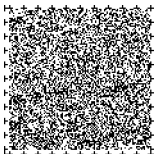


音声コード ……

視覚障がい者などの皆さんに市の情報を提供するためのコードで、専用の読み上げ装置により、活字を音声に変換できます。

千曲市ホームページ <http://www.city.chikuma.lg.jp>
千曲市役所 TEL026-273-1111（代表）

更埴庁舎 FAX026-273-1004
戸倉庁舎 FAX 026-275-0238
上山田庁舎 FAX 026-276-0796



市職員（給食調理員）を募集

■募集人員 1人程度
■受験資格
○昭和47年4月2日以降に生まれた人で、調理師免許を有する人。
○平成30年4月1日時点で、千曲市に住所登録がある人。

■第1次試験
平成30年1月14日（日）・更埴庁舎
■第2次試験 2月中旬
＊詳細は、第1次試験合格者に通知します。
■受付期間 12月5日（火）か

ら13日（水）までの午前8時30分から午後5時15分まで。
＊土・日曜日は除く
■申込方法 更埴庁舎総務課または案内所にある申込書に記入のうえ、更埴庁舎総務課に持参するか、郵送（当日消印

有効）してください。
＊受験案内・申込書は市ホームページからも取得できます。
■郵送・問い合わせ先
更埴庁舎・総務課（〒387-1851 千曲市大字杭瀬下84番地、内線5213）

償却資産の申告と土地・家屋の届け出を

【償却資産の申告】

事業用の償却資産は、固定資産税の申告の対象となります。償却資産を所有している法人や個人は、地方税法により申告が義務づけられています。
■対象 1月1日現在で市内に所在し、事業用として法人税または所得税法の規定により必要経費に算入できる構築物、機械、車両や運搬具（自動車税・軽自動車税の対象となるものは除く）、工具・備品などの資産
＊事業用や売電のために設置した太陽光発電設備も対象となります。

■申告書 昨年度申告のあった法人・個人には、12月中旬に申告書を郵送します。届かないまたは新規申告の場合は、税務担当窓口（更埴庁舎税務課、戸倉・上山田庁舎の市民窓口課）に連絡してください。
＊全資産申告（所有しているすべての資産を申告する方法）の場合は、申告書を送付していません。
■申告方法 申告書に記入のうえ、平成30年1月31日（水）までに税務担当窓口へ持参するか、更埴庁舎税務課へ郵送（当日必着）してください。
＊eLTAXによる電子申告も可能です。

■土地・家屋の届出
土地・家屋に課税される固定資産税は、毎年1月1日に所有している人が納税義務者となります。
■届け出が必要な事例
○土地の用途を変更した
○家屋を取り壊した（滅失証明書が領収書の提出が必要）
○増改築により床面積、構造などを変更した（サニールームの増築も課税対象です）
○登記されていない建物の所有者が変わった
○店舗など事業用の建物を住宅に変更した、またはその逆の場合
■提出方法 平成30年1月31日

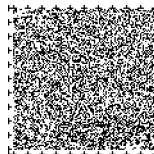
（水）までに税務担当窓口または市ホームページにある「建物取り壊し・新増築報告書」または「未登記建物所有権移転報告書」に記入のうえ、税務担当窓口へ提出してください。土地の用途変更は、12月28日（木）までに報告してください。
＊届け出には印鑑が必要です。
＊登記申請が必要になる場合は、長野地方事務局（TEL026-123516611）へ相談してください。
■郵送・問い合わせ先
更埴庁舎・税務課（〒387-1851 千曲市大字杭瀬下84番地、内線5239）

非常勤職員を募集

■募集勤務先、職種、資格など
下表のとおり
＊資格について、すべての職種で普通自動車免許が必要で
す。
■勤務期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日
＊職種⑩は平成30年2月1日～平成31年3月31日
■応募方法 市販の履歴書に希望する勤務先、職種（番号）を記入のうえ、各担当課に持参するか、郵送（当日必着）してください。
■応募締切
職種①から⑤ 12月22日（金）
職種⑥、⑦ 12月15日（金）
職種⑧から⑩ 12月28日（木）
■面接試験 12月下旬～1月下旬
＊詳細は応募者に連絡します。
■郵送先 戸倉庁舎 〒389-10892 千曲市大字戸倉2388番地
＊郵送先には、番地に続いて希望する職種の担当課を記入してください。

表 募集勤務先・職種など

勤務先	担当課 問い合わせ先	職 種	募集 人数	資格など	賃 金	勤務日数 ／月	勤務時間
市内公立保育園	保育課 （戸倉庁舎） 内線6234	①嘱託保育士	若 干 名	保育士の資格を有する人	月額 18万7,000円	一般職員に準じる	8：30～ 17：15
		②臨時保育士 ＊加配保育士・障害児加配保育士			時給960円	15～20 日	8：30～ 16：30
		③長時間 保育士			時給1,200円	25日	7：00～8：30 と16：30～ 19：00
		④登録保育士 ＊各保育園で必要が生じた場合に登録者へ依頼			時給960円	10日	8：30～ 17：15
		⑤給食補佐員 （臨時職員）		—	時給860円	15～20 日	8：30～16：30 または9：00～ 15：00
更埴庁舎福祉課 福祉支援係または 戸倉庁舎福祉課 障害支援係	福祉課 （戸倉庁舎） 内線6260	⑥手話通訳 （嘱託職員）	1人 程度	手話通訳者の資格を有し、パソコンができる人	月額 16万4,000円	一般職員に準じる	8：30～ 17：15
千曲市あすなろ園 （心身障害児母子通園 訓練施設） 稲荷山2149-1		⑦保育士 （嘱託職員）	1人 程度	保育士の資格を有し、パソコンができ、障がい児支援に理解のある人	月額 18万7,000円	一般職員に準じる	8：30～ 17：15
戸倉庁舎 こども未来課 こども家庭相談係	こども未来課 （戸倉庁舎） 内線6273	⑧家庭相談員 （嘱託職員）	1人	児童福祉司、保健師、助産師、看護師、保育士、教員などの資格を有しパソコンができる人	月額 17万5,300円	一般職員に準じる	8：30～ 17：15（勤務 時間外の緊急 対応あり）
		⑨母子・父子 自立支援員 （嘱託職員）	1人	保育士、教員などの資格を有しパソコンができる人	月額 17万5,300円	一般職員に準じる	8：30～ 17：15（勤務 時間外の緊急 対応あり）
上山田児童クラブ （上山田小学校内）	こども未来課 （戸倉庁舎） 内線6217	⑩児童クラブ 指導員	1人	保育士、教員などの資格を有する人が望ましい	時給840円	要相談	平日14：00～19：00 土曜、休校日、 長期休業期間 8：00～19：00（交代勤務あり）



更埴体育館で石綿（アスベスト）を検出

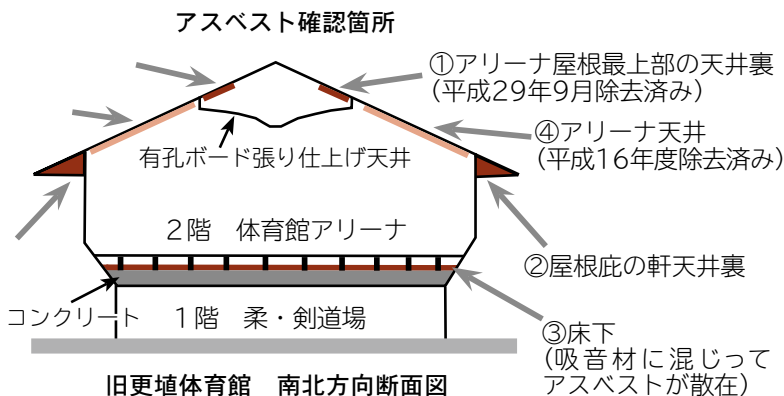
平成28年12月から平成29年10月にかけて、更埴体育館のアリーナ屋根最上部の天井裏の一部（下図①）、屋根底の軒天井裏の一部（下図②）、2階アリーナの床下（下図③）の計3か所からアスベストが検出されました。

いずれも体育館建設当時（昭和46年度）に2階アリーナの天井（下図④）に吹き付けたものと同じアスベストでした。

アスベストが検出された2階アリーナにおける室内空気中のアスベスト濃度の調査結果から、飛散していた状況ではなく、人の健康に影響がある室内空気環境ではなかったと考えられます。

今回の件について、事前調査でアスベストが検出された（下図①）時点において改めて室内空気中のアスベスト濃度調査をするなど慎重に対応する必要がありました。更埴体育館を使用していた方々、近隣の皆様に多大な心配をおかけしたことをお詫びします。

*空気中におけるアスベスト濃度の調査結果などの詳細は市ホームページに掲載しています。



■アスベストの除去対応

アスベスト除去作業については、石綿関連法令を遵守して飛散防止に万全を期し、行なっています。除去作業は12月上旬までに終了する予定です。

■問い合わせ先

スポーツ振興課 (Tel026-276-1173)

知っておきたい
空き家のはなし

No.3 空き家の相続放棄 と管理責任

管理責任はついてくる

空き家の所有者には、危険防止、生活環境や景観を維持するなどの責任があります。

空き家の所有者を調べていると「親族が相続放棄をしている」というケースにたびたび出くわします。一般に相続放棄をすれば管理や処分

からない場合があります、相続財産管理人が選任されるまでは、空き家に関するすべての管理責任が放棄した親族に課されることになります。

次の世代にもめごを残さない

次の世代の家族が住む予定のない住宅をお持ちであれば、こうした問題に至る前に、関係する親族の中で将来の活用や処分について検討し、一定の方向を決めておくことをお勧めします。できるときにやっておかないと、問題はますます難しくなり、空き家は多くの人の手を煩わせ、近所や地域に多大な迷惑となる「お荷物」になってしまいます。長い間お世話になった地域への礼儀として、できるうちに自宅の行く末を明確にしておきましょう。

■問い合わせ先 更埴庁舎・建設課 (内線5645)